AIを利用したチャットボットによる自動応対の共同実証実験協力者応募に係る誓約書

令和　年　月　日

東京都立中央図書館長　宛

　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　私は、AIを利用したチャットボットによる自動応対の共同実証実験協力者へ応募するに当たり、下記の事項について誓約します。

記

１　次に掲げる全ての事項を満たします。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（４）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（５）事業の実施能力を有する者であること（「２（３）公募対象チャットボットの条件」を満たす技術力を有し、事業として取り組んでいること。）。

２　次に掲げるすべての事項について遵守します。

（１）実証実験に使用するシステム環境の管理は、協力者の責任において行うこと。

（２）実証実験開始前及び実証実験中において、インフォメーションに関する応対の正確さやサービスの安定性等に疑義が生じた場合には、事業の停止又は中止を受け入れること。

（３）実証実験中に寄せられる事業への質問や苦情に対して、協力者は、回答の作成等において都を支援すること。

（４）障害等が発生した際の緊急連絡先を企画提案書及び実施計画書に記載すること。

（５）応募、実証実験の実施及び報告に伴い発生する費用は、全て協力者が負担すること。

（６）実証実験により取得したデータは都と共有すること。また、都から提供した資料及び実証実験により取得したデータ（都の秘密情報に触れる範囲に限る）について、都の許可を得ることなく第三者への開示、転載、掲載を行わないこと。

３　提出するすべての書類に一切の虚偽はありません。

４　そのほか、「AIを利用したチャットボットによる自動応対の共同実証実験協力者募集要項（以下「募集要項」という。）」の全てを理解し、その内容について同意します。

５　実証実験の協力者に選定された場合は、募集要項、提出書類の内容を踏まえ、都と協

議の上、実証実験の実施に係る協定を締結します。協定を締結できない場合には、選定

を取り消されても異議申し立ては行いません。

　　また、取消しに伴い生じるすべての損害、被害について、都に請求しません。

６　協定の締結後に１から５までに関して虚偽が判明した場合、実証実験の中止など、都

からの指示を無条件に受け入れます。